| 記者発表 ・資料配布 | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------------|------------|--|--|--|--|
| 月日 | 担当課名 班 名 | 連絡先 | 担当者 (担当班長) | その他 配布先 | | | | |
| 6/14 (金) | 労働委員会事務局 審 査 課 総 務 調 整 班 | 直通 078-362-3815 庁内内線 6107 | 審査課長 山田 晋 (西村 伸一) | なし | | | | |

兵庫県労働委員会令和5年版年報について

このたび、令和5年1月から同年12月までの兵庫県労働委員会の取扱事件及び活動概要をとりまとめた年報を発刊した。

ポイントとなる事項は、以下のとおり。

1 労働争議の調整

- (1) 取扱件数は15件で、全て「あっせん」であり、前年からの繰越しは1件、新規件数は14件であった。このうち13件が終結し、令和6年への繰越しは2件であった(現時点で当該2件は終結)。
- (2) 終結した13件の内訳は、「解決」が9件、「取下げ」が1件、「打切り」が3件であった。
- (3) 終結事件の平均所要日数は17.2日で、前年よりも9.5日長くなった(7.7日→17.2日)。

2 不当労働行為事件の審査

- (1) 取扱件数は10件であり、前年からの繰越しは3件、新規件数は7件であった。 このうち3件が終結し、令和6年への繰越は7件であった(現時点で1件が終結、 6件が係属中)。
- (2) 終結した3件の内訳は、「命令・決定」が1件、「和解・取下げ」が2件であった。
- (3) 終結した事件の平均係属日数は283日で、前年よりも164日短くなった(447日→283 日)。
- 事件等の取扱状況や労働委員会の主な業務については、裏面に記載のとおり。

《事件等取扱状況の推移》

(単位:件)

| 区分 | | 区 八 | 労 働 争 議 | | 不当労働行為 | 労働組合の |
|----|----|------------|---------|------|--------|-------|
| | | 占 刀 | 調整 | 実情調査 | 事件の審査 | 資格審査 |
| | 扱数 | 令和元年 | 13 | 53 | 17 | 27 |
| | | 令和2年 | 18 | 123 | 19 | 19 |
| | | 令和3年 | 8 | 116 | 10 | 21 |
| | | 令和4年 | 4 | 155 | 11 | 15 |
| | | 令和5年 | 15 | 185 | 10 | 23 |
| 終件 | 結数 | 令和元年 | 11 | 50 | 11 | 22 |
| | | 令和2年 | 17 | 123 | 12 | 12 |
| | | 令和3年 | 7 | 116 | 2 | 14 |
| | | 令和4年 | 3 | 130 | 8 | 12 |
| | | 令和5年 | 13 | 181 | 3 | 17 |

(注) 件数は暦年(1月~12月)の集計

《労働委員会の主な業務》

1 労働争議の調整

労使間で生じた労働関係に係る紛争は、当事者が自主的に解決するのが原則であるが、これが困難な場合に、労働委員会が当事者の間に入り、双方の主張の不一致を調整し、調整案を提示する等、紛争解決のための援助を行う。

労働委員会が行う調整手続は、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つがあるが、ほとんどの場合、「あっせん」が利用されている。

2 労働争議の実情調査

運輸・医療等の公益事業で争議行為をしようとする場合は、県民の日常生活への影響が大きいことから、当事者である労働組合又は使用者は、労働関係調整法により、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は知事に争議行為の予告通知をしなければならない。労働委員会は、この予告通知がなされたり、争議行為が発生した場合には、必要に応じ争議の状況を調査する。

3 不当労働行為事件の審査

労働組合法は、使用者に対し、労働組合や労働組合員への不利益取扱い、団体交渉の拒否など、一定の行為を不当労働行為として禁止するとともに、そのような行為があった場合の救済手続を定めている。

労働委員会は、労働組合等の申立てに理由があると判断すれば救済命令を発し、申立てに理由がないと判断すれば棄却命令等を発する。

4 労働組合の資格審査

労働組合が法人登記をしようとする場合や不当労働行為の救済申立てを行う場合等には、労働組合が労働組合法で定める要件に適合していることを立証する必要がある。 労働委員会は、申請に基づき、当該労働組合が法律の要件を備えているかどうかを 審査する。